

那珂川市社会教育委員 第 1 回会議

日時／令和 8 年 6 月 22 日(月)19:00～

場所／那珂川市中央公民館 中央公民会第 1 学習室

*** 会次第 ***

1. 委嘱状の交付
2. 教育長あいさつ
3. 委員自己紹介（資料 1）
4. 社会教育委員とは
5. 委員長、副委員長選出
6. 議題
 - (1) 令和 8・9 年度の研究テーマについて（資料 2）
 - (2) 令和 7 年度の活動報告及び令和 8 年度の活動計画について（資料 3-1、3-2）
 - (3) 令和 8 年度社会教育関連事業等年間計画について（資料 4）
 - (4) テーマに関する調査・研究について
7. その他

社 会 教 育 委 員 名 簿

任命理由	所 属	氏 名	備考
学識経験のある者	元純真短期大学 客員教授	今 村 隆 信	新 任
社会教育の関係者	那珂川市婦人会	池 田 穂 波	
	那珂川市文化協会	柴 田 秀 子	
	那珂川市スポーツ協会	竹 下 一 史	新 任
	那珂川市区公民館連絡協議会	大 星 修 二	新 任
	那珂川市子ども会育成会連絡協議会	渡 邊 一 正	
社会教育の関係者 家庭教育の向上に資する 活動を行う者	那珂川市立小・中学校PTA連絡協議会	佐 古 紀 高	新 任
	那珂川市立小・中学校読書ボランティア連絡会	田 中 絹 代	
	那珂川市青少年育成市民会議	谷 川 久 美 子	
学校教育の関係者	那珂川市校園長会 (小学校代表)	富 松 祐 爾	新 任

任期:令和8年6月1日~令和10年5月31日

令和8・9年度 社会教育委員の会研究テーマ

《研究テーマ》

- ・多世代が集まり関わり続ける社会教育の仕組みづくり

《活動内容》

- ・活躍の場がない高齢者や、仕事で忙しい保護者も多いので、両者をつなげる仕組みづくり
- ・若者が主体的に関われる社会教育関係団体の仕組みづくり
- ・各社会教育事業の確認・検証

《テーマ設定理由》

- ・現在、社会教育事業において、人を集めるのが難しい。生き生きとした活動を模索している状況にある。
- ・それぞれの活動では、高齢者は一生懸命だが親世代は仕事をしていて、なかなか参加が難しい状況にある。そこで、親世代の取り込みが必要であると考えている。
- ・社会教育委員として活動していても、市民からの認知度が低いと感じている。そのためには、まず存在を知ってもらうことが大事である。
- ・多世代が関わる、集まることで、地域とつながる、子どもたちとつなげる活動ができると考える。何かしたいけど活躍の場がない高齢者がいる一方で、仕事で忙しく、親だけではできない事も多いので、両者をつなげる仕組みづくりも進めていく必要があると考える。

令和7年度 那珂川市社会教育委員会 年間活動報告【資料3-1】

開催日時		会場	議題
① 那珂川市社会教育委員＜定例会議＞			
1	6月23日(月)19:00～	中央公民館 第1学習室	＜委嘱状交付＞ ・令和6・7年度の活動方針について ・令和7年度年間活動計画について ・令和7年度社会教育関連事業等年間計画について ・テーマに関する調査、研究について
2	8月25日(月)19:00～	中央公民館 第3学習室	テーマに関する調査、研究について
3	11月25日(火)19:00～	中央公民館 第3学習室	テーマに関する調査、研究について
4	1月26日(月)19:00～	中央公民館 第3学習室	・テーマに関する調査、研究について ・令和6・7年度の活動の振り返りについて ・令和8・9年度の活動方針について
5	2月25日(水)19:00～	中央公民館 第3学習室	令和8・9年度の活動方針について
6	3月23日(月)19:00～	中央公民館 第3学習室	・令和8・9年度の活動方針について ・社会教育事業の確認・検証について
② 選択式市内研修(※どちらか一方に参加。費用弁償・委員報酬支給あり)			
1	10月8日(水)	ミリカローデン 那珂川	那珂川市教育研究会
2	令和8年2月8日(日)	中央公民館講堂	那珂川市公民館大会
③ 筑紫地区社会教育委員連絡協議会(※委員長と事務局が出席)			
1	5月28日(水)	大野城市	・令和7年度事業計画について ・令和7年度福岡ブロック兼筑紫地区社会教育委員研修会について
2	9月10日(水)	大野城市	・令和7年度福岡ブロック兼筑紫地区社会教育委員研修会について
3	令和8年1月26日(月)	大野城市	・令和7・8年度筑紫地区社会教育委員研修会について ・令和7年度事業報告について
④ 福岡県社会教育委員連絡協議会(※副委員長のみ出席)			
1	7月9日(水)	吉塚合同庁舎	福岡県社会教育委員連絡協議会 第1回評議員会
⑤ 外部研修			
1	7月1日(火)	県立社会教育 総合センター	市町村社会教育委員新任者研修
2	10月17日(金)	大野城まどかぴあ	福岡ブロック社会教育委員研修会 ※筑紫地区社会教育委員研修会を兼ねる
3	11月13日(木)～ 14日(金)	アクロス福岡	九州ブロック社会教育研究大会

令和8年度 那珂川市社会教育委員会議 年間活動計画(案)【資料3-2】

開催日時		会場	議題(案)
① 那珂川市社会教育委員の会			
1	6月22日(月)19:00～	中央公民館 第1学習室	<委嘱状交付> ・令和8・9年度の活動方針について ・令和8年度年間活動計画について ・令和8年度社会教育関連事業等年間計画について
2	8月24日(月)19:00～	中央公民館 第3学習室	テーマに関する調査、研究
3	11月24日(火)19:00～	中央公民館 第3学習室	テーマに関する調査、研究
4	1月25日(月)19:00～	中央公民館 第3学習室	テーマに関する調査、研究
5	2月22日(月)19:00～	中央公民館 第3学習室	公民館の運営について、テーマに関する調査、研究
6	3月22日(月)19:00～	中央公民館 第3学習室	今年度の振り返り、次年度の活動について
② 選択式市内研修(※どちらか一方に参加。費用弁償・委員報酬支給あり)			
1	6月3日	ミリカローデン 那珂川	那珂川市教育研究会教育講演会
2	令和9年2月	中央公民館講堂	那珂川市公民館大会
③ 筑紫地区社会教育委員連絡協議会(※委員長と事務局が出席)			
1	7月22日	春日市	筑紫地区社会教育委員研修会について
2	9月	春日市	筑紫地区社会教育委員研修会について
3	12月	春日市	筑紫地区社会教育委員研修会について
4	令和9年2月	春日市	筑紫地区社会教育委員研修会について
④ 福岡県社会教育委員連絡協議会(※副委員長のみ出席)			
1	7月9日	吉塚合同庁舎	福岡県社会教育委員連絡協議会 第1回評議員会
⑤ 外部研修			
1	7月3日	県立社会教育 総合センター	市町村社会教育委員新任者研修
2	10月	未定	福岡ブロック社会教育委員研修会
3	11月5日(木)～ 6日(金)	熊本県	九州ブロック社会教育研究大会
4	11月	未定	福岡県社会教育研究大会
5	未定	春日市	筑紫地区社会教育委員研修会

令和8年度 社会教育関連事業等 年間計画

※事業の実施時期は、都合により変更される場合があります。

区分	事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業	子育て学級かわせみなー	学級生募集	開講式・学級[21]	学級[13、25]	学級[16]	学級[6]	学級[12、17]	学級[22]	学級[28] ※他2講座日付未定	学級[3、17]	学級[9、30]	学級[4、18]	閉講式・学級[6、11]
	高砂大学（原則第3水曜）		受講生募集	開講式[24]	講座[15]	講座[19]	講座[16]	(鹿児島)部落解放・人権 確立第45回全九州研究 集会	講座[18]	講座[16]	講座[20]	講座[17]	閉講式[17]
	市民聴講生	(受入学校により)受講開始									新年度聴講生 募集		
	はたちのつどい					説明会 実行委員会	実行委員会	実行委員会	実行委員会	実行委員会	はたちのつどい [12・祝月]		
	社会同和教育				同和問題啓発強調月間 同和問題講演会[26]					人権フェスタ[6]			
	地域学校協働活動 放課後子供教室 (市内全小学校)	毎週土曜日 午前中実施 地域学校協働活動 推進員会議 (1回/月)	第1回運営委員 会[25]	第1回運営協議 会[3～17]								第2回運営協議会 [未定]	第2回運営委員会 [3]
団体	一人一花運動	実行委員会 [30]		第1回[14]	実行委員会(未定)				実行委員会(未定)	第2回[13]		実行委員会(未 定)	
	市民文化祭			準備委員会・ 実行委員会 [25]	実行委員会		部会会議 実行委員会	部会会議 実行委員会	本番[7、8]	実行委員会			
	文化イベントによる まちづくり							竹の里フェスタ[12]	裂田溝ライトアップ事 業[14]				
	文化協会	総会[28]	五月の祭典 [24]		人権問題研修会 [29]	夏休み子ども 英会話教室[7、 21]		県民文化祭福岡Ⅱプロッ ク芸術の祭典in太宰府 [24、25]	市民文化祭 [7、8]				
	区公民館連絡協議会	総会[9] 館長会[23]	館長主事会[7]	公民館役員研修 会[4]	人権問題研修部長研 修会[2] 役員人権問題研修会 [9]	館長主事会[6] 県公民館大会 [未定]	役員先進地視察 研修[未定]			役員人権問題研 修会[3]	県公民館実践交流 会[未定]	福岡地区公民館 研修会[未定] 筑紫地区公民館 研修会[未定] 市公民館大会[7]	
	婦人会	総会[5] 生活学習会	どんたくパレー ド[中止] 清掃活動[8]	婦人大學	ふれあいスポー ツ [6] 県リーダー研修会	人権研修会[3] 県リーダー研修 会							
	小中学校PTA連絡協議会		総会[29]	人権・同和問題 研修会[24]	非行防止・防犯スク ラム作戦[14]	PTA全国大会 [21、22]		PTA九州大会 [24、25]					
	子ども会育成会連絡協議会	総会[15]		会長会(交流会) [10] レクリエーション 交流会①[27]	人権問題研修会[22]						レクリエーション 交流会②[17]	新旧会長会[17]	

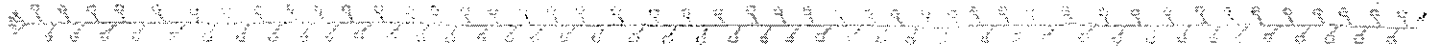
令和8年度 社会教育関連事業等 年間計画

※事業の実施時期は、都合により変更される場合があります。

区分	事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
団体	スポーツ協会		スローピッチソフトボール大会[10] 総会[19] バレーボール大会[24]	水泳競技大会[14] 卓球大会[14]	同和問題研修会[21] 子どもスポーツ体験[22、29]	県民スポーツ大会(夏季)[23] 子どもスポーツ体験[5、12]	剣道大会[6] 県民スポーツ大会(秋季)[19、20] 県民スポーツ大会(秋季)陸上競技[27] ボウリング大会[27]	ソフトテニス市民大会[4] 少年剣道大会[11] 健康スポーツフェスタ[12] バドミントン大会[25] 硬式テニス大会[26]	硬式テニス大会[2] 県民スポーツ大会(冬季)(市町村対抗福岡駅伝)[15] ゲラントボール大会[21]		スポーツ協会・スポーツ少年団交流会[23]		那珂川市走ろう大会[1]
	スポーツ少年団			代議員会[18]	少年野球大会[18]	リーダー研修[4]	代議員会[3]	母集団研修[15]	少年少女那珂川ソフトボール大会[15]	代議員会[3]	スポーツ協会・スポーツ少年団交流会[23]		那珂川市スポーツ少年団駅伝交流大会[7] 福岡地区スポーツ少年団駅伝交流大会[12]
	国際文化交流サークル	総会[21] 語学教室			韓国任実郡からの訪問交流	夏休み子ども英会話教室[7、21]		竹の里フェスタ[12]	ボランティアフェスタなかがわ[3] 国際文化バスハイク交流[23]	冬季交流会[19] KUFUSA国際親善パーティー			留学生お別れパーティー[7]
	小・中学校読書ボランティア連絡会	総会[17]	各月定例会										
	青少年育成市民会議		総会[29]	子育てフォーラム[27]	社会見学(福岡市)[23]		人形劇[27]	健全育成意見発表&パレード[10]			親講座		
	「EnjoyCoCo!」那珂川北中アンビシャス広場	火、水、土曜日											
	たんぽぽアンビシャス広場	木、土、日曜日											
	片縄小学校アンビシャス広場	水、金、土曜日											
同和教育研究協議会		総会[22] 児童館こどもまつり[23]								人権フェスタ[6]	筑紫地区人権・同和教育研究大会		
会議	社会教育委員の会			那珂川市教育研究会[3] 第1回会議[22]	社会教育委員新任者研修会[3] 第2回会議[24]			九州ブロック社会教育研究大会[5、6] 福岡ブロック社会教育委員研究大会[未定] 第3回会議[24] 福岡県社会教育研究大会(未定)		第4回会議[25]		市公民館大会[8] 第5回会議[22] 第6回会議[22]	
	筑紫地区社会教育委員連絡協議会[春日市]		第1回[26]			第2回(未定)			第3回(未定)				
	図書館協議会				第1回(1)					第2回(未定)		第3回(未定)	
	子ども読書活動推進委員会					第1回(未定)		第2回(未定)				第3回(未定)	
	青少年指導員会	第1回[21]		人権・同和問題研修会[24]	非行防止・防犯スクラム作戦[14] 合同パトロール[17]					合同パトロール[18]		第2回[3]	
学校・行政	小学校				夏休み[7/21～8/23]			秋休み[3～6] 運動会[24or25]		冬休み[12/25～1/7]		卒業式	
	中学校		体育会[16]		夏休み[7/21～8/23]			秋休み[2～5]		冬休み[12/25～1/7]		卒業式	



令和 8 年 6 月
那珂川市教育委員会



目 次

1. 「社会教育」について	P.1
2. 「社会教育委員」について	P.3
3. 「那珂川市社会教育委員」について	P.4
4. 社会教育委員に関係する組織	P.8
5. 社会教育委員の心得	P.8
6. 関連法規	
・ 日本国憲法	P.9
・ 教育基本法	P.9
・ 社会教育法	P.13



1. 「社会教育」について

✿ 「社会教育」とは？

学校・家庭以外で行われるすべての教育活動のことを指します。

社会教育分野では、スポーツ活動や文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、自然体験活動などを組織的に行います。

公民館で行われる自主サークル活動、体育館等で行われるスポーツ活動、休日に行われるボランティア活動、家庭教育を支援する学習なども、全て「社会教育」に当てはまります。

[参考：教育基本法第12条、社会教育法第2条]

✿ 「学校教育」と「社会教育」の違い

学校教育

- 法に基づくフォーマルな教育形態
(教師数、クラス人数等の決まりがある)
- 学ぶ場所が決まっている
- 教育者が決まっている
- 教育課程が決まっている
- 学習機会の選択幅は決まっている

社会教育

- ノン・フォーマルな教育形態
(学級、講座、講演会、サークルなど)
- 学ぶ場所に定めない
- 自治体、民間、団体など学びを提供する組織が様々
- 人々の関心に即した内容を学ぶ
- 学習機会の選択は自由

上記のように、「学校教育」と「社会教育」には様々な違いがありますが、両者は切り離されたものではなく、お互いに連携して活動をしていく必要があります。

例えば、学校教育の分野では、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもの「生きる力」を育てられるよう、カリキュラムの実施をしています。

社会教育の分野においても、学校の教育目標を共有し、共に地域の子どもたちの「生きる力」を育てられる活動をしていく必要があります。

✿ 「生涯学習」と「社会教育」との違い

「生涯学習」は、学校・家庭・地域社会を含めた社会のあらゆる分野における、人々の生涯にわたる学習活動のことを指します。

それに対し、「社会教育」は、学校教育・家庭教育と並ぶ一つの分野であり、人々の学習を「教育的に高める活動」のことを指します。

生涯学習

学校教育

幼稚園、小学校、
中学校、高校
大学等における教育

家庭教育

基本的な生活習慣の習得
家庭内におけるしつけ

社会教育

国、県、市、公民館等
が実施する講座
企業、団体が行う講座

自己学習

本、インターネット、テレビ等を利用した個人学習

✿ 「組織的な活動」とは？

活動が計画的で、ある程度の規模と構成をもって実施する次のような活動を指します。

①市町村と都道府県の教育委員会の事務、②社会教育関係団体、③公民館、④学校施設の利用(社会体育活動等)、⑤通信教育など

[参考:社会教育法第5・6条、第3・5・6・7章]

例えば、上記の①～④については、社会教育関係団体やサークル活動、家庭教育学級や各種講座などが挙げられます。どの活動についても共通して、固定されたメンバーが作成した計画に基づいて、一定期間、継続的に活動します。

また、⑤の通信教育のように、個人的・個別的活動も「組織的な活動」に含まれます。

これは、放送大学・図書館・博物館などの教育や学習サービスを共有する側が、情報を収集・整理し、必要な人的体制を整えるため、法においては「組織的な活動」とみなされています。

2. 「社会教育委員」について

「社会教育委員」とは？

教育委員会が、学校教育関係者・社会教育関係者・家庭教育関係者・学識経験者の中から選出して委嘱する非常勤地方公務員のことを「社会教育委員」といいます。

社会教育委員は、社会教育に関する計画の立案や調査・研究を行い、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を持ちます。

[参考文献：社会教育法第15条及び17条参照]

社会教育委員の職務

① 社会教育に関する計画の企画・立案

教育委員会が立案する「教育振興計画」や「社会教育計画」に、住民の意向や地域の課題を反映させるために、社会教育委員は計画案を立案したり、教育委員会が立案した計画に助言をしたりします。

計画を立案する場合は、まず長期的な視点に立った構想や計画を立案し、その後中期計画や単年度計画の立案という手順で行うのが望ましいとされています。

また、計画を策定後は、達成状況の評価や見直し・改善もする必要があります。

② 教育委員会への助言、関係団体への指導

教育委員会から、社会教育に関する事項について意見を求められた場合、社会教育委員は多様な専門性と、社会教育活動への深い理解とネットワークを生かして助言をする必要があります。

また、社会教育委員は、青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体や社会教育指導者などに対して、助言と指導を与えることができます。

③ 必要な調査・研究

①や②の職務を行うにあたって、視察・ヒアリング・アンケート・情報収集などにより、地域社会の動向や社会教育の実情、住民の学習関心等を把握する必要があります。

[参考文献：社会教育法第17条参照]

3. 「那珂川市社会教育委員」について

那珂川市社会教育委員の概要

那珂川市では、委員の任期が2年、定数は10名とされています。

また、那珂川市では、より地域の実情に応じた社会教育を実現するために、社会教育関係団体から委員を選出してもらい、教育委員会が委嘱をしています。

[参考文献：那珂川市社会教育委員設置条例第1条・第2条参照]

活動内容

当市では、近年2年ごとに研究するテーマを決め、任期1年目はテーマに関する調査・研究、任期2年目は研究内容についてまとめた提言書の作成をしています。(会議は年5回)
過去の研究テーマは以下のとおりです。詳しい提言内容は次ページに記載しています。

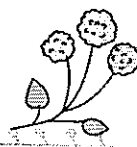
- 平成28・29年度
「那珂川町における青少年教育の取り組みの現状と課題解決策について」
- 平成30・31年度
「地域で子どもを守り育てるまちを目指して～那珂川市における地域学校協働活動の推進と社会教育委員の関係性について～」
- 令和2・3年度
「市内の社会教育活動や地域活動の情報収集・活用の仕組みづくりについて」
- 令和4・5年度
 - ①地域課題の発見と異種分野とのつながり作り
 - ②オンラインによる情報共有の実現に向けて
- 令和6・7年度
「社会教育の質の向上～団体間のパートナーシップについて～」

委員を選出する団体について

委員の選出母体は、研究テーマに合わせて教育委員会が選定をします。

以下は、過去に選出歴のある団体の一覧です。

区公民館連絡協議会・文化協会・婦人会・体育協会・PTA連絡協議会・子ども会育成会連絡協議会・読書ボランティア連絡会・アンビシャス広場・校園長会・シニアクラブ連合会・子ども劇場・青少年育成市民会議・青年団・ヤングテレホン相談員 など



平成 28・29 年度

「那珂川町における青少年教育の取り組みの現状と課題解決策について」

学校・家庭・地域を社会教育関係団体が結び付け、連携を強化させ、社会教育の価値を周知し、子ども達を地域全体で育てていく基盤を確立していくことが重要であるという観点から、那珂川町の青少年教育における課題について、2つのサブテーマを設け、社会教育からのアプローチをまとめている。

サブテーマⅠ 青少年リーダー養成講座について

小学生から成年までの青少年の縦のつながりの充実に向けた取り組みについて提案

- ① ジュニアリーダーズクラブ・子ども会活動の事業の充実
 - ・ 社会体験の充実(キャリア教育、団体の後継者の育成)
 - ・ 育成会や役員が子ども会の意義を再認識する(子どもによる子ども会の実施)
 - ・ 既存事業の見直し及び指導者研修会や情報交換会の実施
- ② 勧誘活動の充実
 - ・ 魅力的なイベントの実施と参加者へのアプローチの強化
- ③ 地域・学校・社会教育関係団体との協働
 - ・ コミュニティ・スクールを活用した大人と子どもが出会う場作り(郷土愛の育成)
 - ・ 子ども会と中学生ボランティアのつながりを作る

サブテーマⅡ 子どもの放課後活動の充実と地域での取り組みについて

子どもの放課後及び土曜日を含む休日の活動の充実に向けた取り組みについて提案

- ① 子どもたちのコミュニケーション能力の向上
 - ・ 各団体や区の活動に子どもたちを参加させることで異年齢層と関わりを持たせ、子どもに役割を持たせる。また、意義と効果について社会教育委員が周知する。
- ② 地域人材の活用
 - ・ 多くの人に少しずつ役割をもってもらい活動に参加してもらう。(ちょこボラ)
 - ・ 子どもと大人、地域住民と学校関係者などをつなぐ地域コーディネーターを配置する。
- ③ 子どもたちの安全対策
 - ・ 行政、家庭、地域が連携した安全対策の実施及び周知





✿ 過去の提言内容

平成 30 年度・令和元年度

「地域で子どもを守り育てるまちを目指して～那珂川市における地域学校協働活動の推進と社会教育委員の関係性について～」

社会教育の振興を図る社会教育委員の役割を改めて認識し、那珂川市において地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動を推進していくための具体的方策について提言をまとめている。

○ 本市の青少年や地域の現状と課題

<現状>

- ・ 人口は増加傾向であるが、年少人口は少なく、少子高齢化が進行している
- ・ 地域のボランティア活動に 66%が「参加したことない」と回答しており、地域のつながりの希薄化が進行している
- ・ 小学生の放課後の過ごし方として、公園や公民館と答えたのは 20%程度

<課題>

- ・ 地域の連帯感の希薄化
- ・ 家庭の教育力の低下、親の子育ての負担感の増加
- ・ 子どもの対面での相互交流の機会減少によるコミュニケーション能力、規範意識、社会性、自尊感情等の低下
- ・ 地域における子どもたちの居場所の減少

○ 本市の学校運営協議会の特徴

- ・ 各学校単位の学校運営協議会だけでなく、中学校区ごとの拡大学校運営協議会を設置
- ・ 教育目標の実働化を図るための学校運営協議会の下部組織が存在
- ・ 約 60%の学校にコーディネーター的役割の者が存在

○ 社会教育委員としてできること

- ・ 各種社会教育関係団体の代表者から構成されているという特徴を生かし、市内の地域情報を統括し、地域住民や団体の相談役となることで、活動の活性化に繋げる
- ・ 社会教育委員の認知度向上のために周知活動を行う



過去の提言内容

令和 2・3 年度

「市内の社会教育活動や地域活動の情報収集・活用の仕組みづくりについて」

平成 30 年度・令和元年度の市社会教育委員の調査・研究から、地域・学校・家庭が連携・協働した活動を実施していくためには、当市に情報を統括する仕組みが必要であることがわかった。このことを踏まえ、より多くの住民の主体的な参加を得た「開かれ、つながる社会教育」の実現のための情報収集・活用の方策について、調査・研究した内容をまとめている。

○ 社会教育委員情報収集ノートの作成と活用

協働マッチングシート

聞き取りメモ

<相手の詳細>
 名前 _____ 所属 _____
 連絡先 _____

<得意ジャンル>
☐ スポーツ ☐ 歴史 ☐ 文芸 ☐ 美術・工芸 ☐ 音楽 ☐ 語学
☐ 子育て ☐ 趣味・生活文化 ☐ 情報 ☐ 健康 ☐ その他 _____

<詳細>
 (例) ○○で働いていたことがあるので○○なら少し詳しいです！ 等

社会教育委員の _____ が
 _____ が得意(好き)な
 _____ さんを紹介します！

各委員が地域情報について円滑に情報収集ができるためのツールとして情報収集ノートを作成。聞き取り用の「協働マッチングシート」(左図)と各社会教育団体の組織図、Q&A、社会教育関係用語について収録している。各委員はノートを活用し、地域人材に関する情報収集を行い、会議の中で共有をした。

社会教育委員が情報収集をしていることを周知するチラシも作成し、情報収集相手等に配布をした。

**社会教育でつながろう！
みんなで解決！協働マッチング！**

私たち社会教育委員の会では、
市民の皆さんの得意なこと・もの
市民の皆さんの困っていること に関する情報を集めています。

例えば……
 「○○区の○○さんは折り紙とバドミントンが上手ですよ！」
 「区で Zoom 会議をやっていたけど誰か詳しい人いないかな……」
 「子ども連向けのあいさつ運動に参加してみたいな」 などなど

集めた情報は、社会教育委員の会で共有し、
 困りごとと得意なことをマッチングして解決を目指します！
 地域や団体で活躍している人の情報や地域の困りごとなど
 ぜひぜひ、社会教育委員にお知らせください！！

※ 集めた個人情報は、社会教育委員の会内でのみ共有し目的外には使用いたしません。
 また、マッチングをする際には必ずご本人の承諾を得たうえで実施いたします。

地域人材カード

相手のおなまえ
 所属(居住区) _____

<得意ジャンル>
☐ スポーツ ☐ 歴史 ☐ 文芸 ☐ 語学
☐ 美術・工芸 ☐ 音楽 ☐ 子育て ☐ 情報
☐ 趣味・生活文化 ☐ 健康 ☐ その他 _____

<詳細> _____

地域人材カード

相手のおなまえ
 所属(居住区) _____

<得意ジャンル>
☐ スポーツ ☐ 歴史 ☐ 文芸 ☐ 語学
☐ 美術・工芸 ☐ 音楽 ☐ 子育て ☐ 情報
☐ 趣味・生活文化 ☐ 健康 ☐ その他 _____

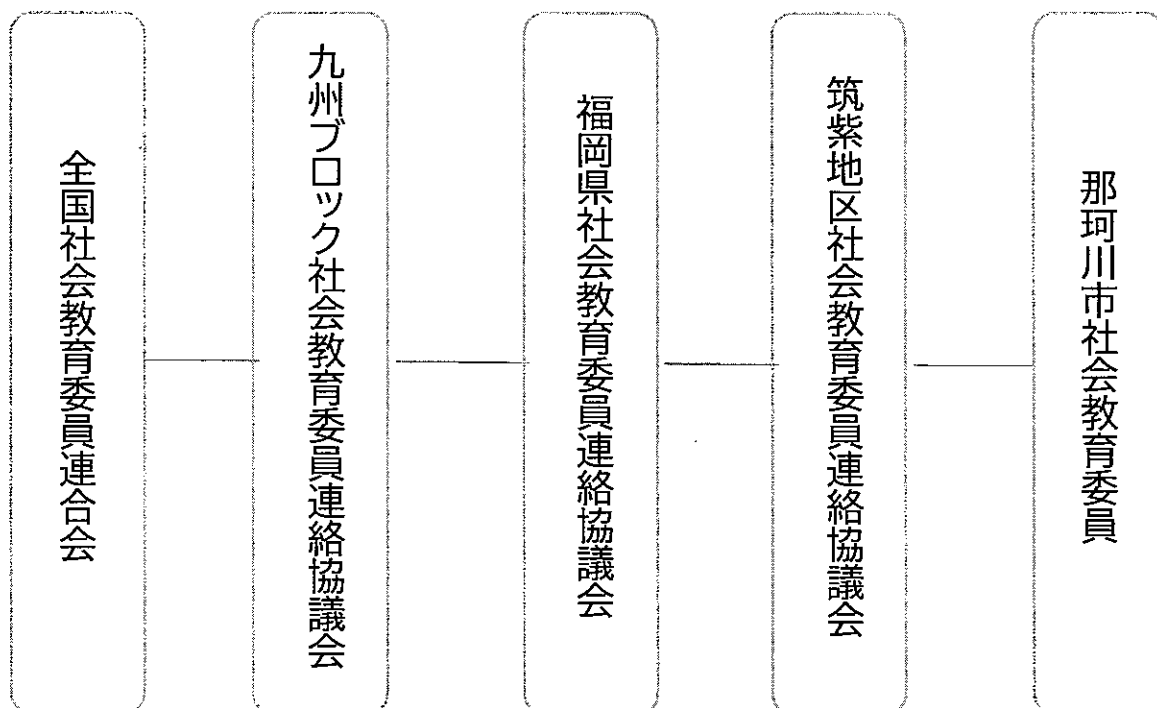
<詳細> _____

○ オンラインチャットツールを活用した情報共有の検討

社会教育委員同士で行う情報共有を円滑に行うため、オンラインチャットツールの活用について検討した。しかしながら、セキュリティの問題や情報整理の方法、専用端末準備のための資金等課題が多くあることがわかったため、今後も引き続き検討をしていくこととしている。

4. 社会教育委員に関係する組織

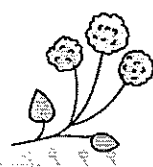
- ✿ 社会教育委員は、那珂川市だけでなく、筑紫地区、県、九州、全国にも組織があります。
- 筑紫地区社会教育委員連絡協議会では、筑紫地区内の社会教育委員の代表者が集まり、主に合同で実施する研修会について協議を行います。
- 福岡県社会教育委員連絡協議会では、県内の社会教育委員の代表者が集まり、県主催研修会や各ブロック研修会について、評議員として意見を出します。
- 九州ブロック社会教育委員連絡協議会や全国社会教育委員連合会については、当市から会議に出席することはありませんが、各連絡協議会や連合会が主催する研修会には参加をします。



5. 社会教育委員の心得

- ✿ 社会教育委員として活動していくにあたり、以下のことを心がけましょう。

- ① 地域の実情に詳しくなりましょう
- ② 地域の施設や社会教育事業をみて市民の声に耳を傾けましょう
- ③ 地域づくり・まちづくりの活動、NPO やボランティア団体の活動に参加してみましょう
- ④ 様々な研修会に参加して、ネットワークを広げましょう
- ⑤ 社会教育委員同士で積極的に情報共有しましょう
- ⑥ 委員同士で協力し、地域の課題と向き合いましょう



6. 関連法規

日本国憲法（一部抜粋）（昭和21年11月3日公布）

（学問の自由）

第23条 学問の自由は、これを保障する

（教育を受ける権利、教育の義務）

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

（公の財産の支出利用の制限）

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（施行期日）

第100条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

（附則）

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓ひらく教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。



(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

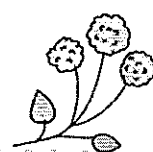
(教育の機会均等)

- 第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

- 第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
 - 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
 - 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。



(学校教育)

第 6 条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第 7 条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第 8 条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第 9 条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

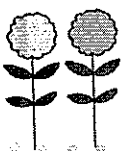
(家庭教育)

第 10 条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第 11 条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。



(社会教育)

第 12 条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第 13 条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第 14 条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第 15 条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第 3 章 教育行政

(教育行政)

第 16 条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

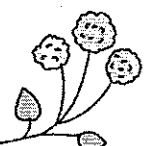
2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。



- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

✿ 社会教育法(令和7年6月1日 施行)

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。



(国の地方公共団体に対する援助)

第4条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

(市町村の教育委員会の事務)

第5条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。



十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務(以下「特定事務」という。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

(都道府県の教育委員会の事務)

第6条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務(同項第三号の事務を除く。)を行うほか、次の事務を行う。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。

二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。



- 3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

(教育委員会と地方公共団体の長との関係)

第7条 地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

- 2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会)に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第8条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

第8条の2 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第8条の3 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

(図書館及び博物館)

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

- 2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第2章 社会教育主事等

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第9条の2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

- 2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。



(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第9条の3 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。

ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

(社会教育主事の講習)

第9条の5 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。



(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第9条の6 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

(地域学校協働活動推進員)

第9条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

第3章 社会教育関係団体

(社会教育関係団体の定義)

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部科学大臣及び教育委員会との関係)

第11条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(国及び地方公共団体との関係)

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

(報告)

第14条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。



第4章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第19条 削除

第5章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。



(公民館の事業)

第22条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ
その他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持
すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

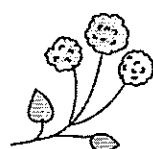
第25条 削除

第26条 削除

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。



第 28 条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会(特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館(第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。))の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長)が任命する。

(公民館の職員の研修)

第 28 条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会(特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長)が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第 31 条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第 32 条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第 32 条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第 33 条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第 34 条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。



(公民館の補助)

第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第36条 削除

第37条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第38条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会(特定公民館にあつては、当該市町村の長)、法人の設置する公民館にあつては都道府県教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

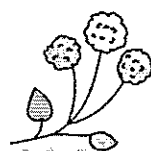
(罰則)

第41条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。



第6章 学校施設の利用

(適用範囲)

第43条 社会教育のためにする国立学校(学校教育法第一条に規定する学校(以下この条において「第一条学校」という。))及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。))であつて国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人(次条第二項において「国立大学法人」という。))及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。))が設置するものをいう。以下同じ。))又は公立学校(第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。))を含む。))が設置するものをいう。以下同じ。))の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)

第44条 学校(国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。))の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長若しくは理事長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

(学校施設利用の許可)

第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第46条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第47条 第四十五条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。



(社会教育の講座)

第48条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

- 2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。
- 3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。
- 4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

第7章 通信教育

(適用範囲)

第49条 学校教育法第五十四条、第七十条第一項、第八十二条及び第八十四条の規定により行うものを除き、通信による教育に関しては、この章の定めるところによる。

(通信教育の定義)

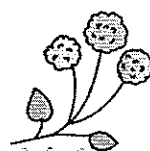
第50条 この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

- 2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

(通信教育の認定)

第51条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定(以下「認定」という。)を与えることができる。

- 2 認定を受けようとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣に申請しなければならない。
- 3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第十三条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。



(認定手数料)

第52条 文部科学大臣は、認定を申請する者から実費の範囲内において文部科学省令で定める額の手数料を徴収することができる。ただし、国立学校又は公立学校が行う通信教育に関しては、この限りでない。

第53条 削除

(郵便料金の特別取扱)

第54条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

(通信教育の廃止)

第55条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

(報告及び措置)

第56条 文部科学大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

(認定の取消)

第57条 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したときは、文部科学大臣は、認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(以下省略)

<参考>

デジタル庁「e-Gov 法令検索」より



那珂川市社会教育委員の手引き
令和 8 年 6 月

発行:那珂川市教育委員会 社会教育課
〒811-1241 那珂川市後野 1-5-1 中央公民館
TEL:092-952-2092/FAX:092-952-2093

令和 8 年度那珂川市教育施策要綱

那珂川市教育委員会

令和 8 年度 那珂川市教育施策要綱

目 標

本市では、総合計画（令和 3 年度～令和 12 年度）において、「笑顔で暮らせる自然都市 なかがわ」を掲げてまちづくりを推進しています。

また、教育大綱（令和 3 年度～）において、「誰もが学び、育むまちづくり」を目指して、施策を推進しています。

このような中で、那珂川市教育委員会は、次の 9 つの基本施策の柱を設定し、教育行政を推進します。那珂川市教育委員会は、この基本目標の実現を目指して関係諸機関、団体との連携を深め、広く市民の理解と協力を得ながら積極的に本市教育の振興充実に取り組みます。

- 1 人権・同和教育と啓発の推進
- 2 学校教育の充実
- 3 地域とともにある学校づくりの推進
- 4 教育環境の充実
- 5 社会教育の推進
- 6 生涯学習の推進
- 7 スポーツの推進
- 8 文化・芸術活動の充実
- 9 歴史遺産の保存とまちづくりへの活用

重点施策

1 人権・同和教育と啓発の推進

人権・同和教育と啓発の充実を図り、人が人として尊重される人権意識を育みます。

(1) 地域における人権・同和教育と啓発の推進

ア 差別の解消に向けて

部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消のため、市民及び社会教育関係団体等を対象とした人権・同和問題に関する各種講演会・研修会を開催します。

(2) 学校における人権・同和教育の推進

ア 研究と連携

研究活動及び関係機関・団体との相互連携や情報交換を行い、人権・同和教育の充実に努めます。

イ 学校での推進

一人ひとりが大切にされ、良さや可能性を発揮できる学校教育を推進します。

ウ 学習教材の活用

人権教育学習教材「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」や「那珂川市社会科歴史・公民学習カリキュラム」を活用した指導を充実します。

2 学校教育の充実

グローバル化や情報化など、子ども達が様々な社会変化を柔軟に受け止め、自ら判断し、行動し、主体的に問題解決をしていけるよう「生きる力」をもった子どもを育みます。

そのために、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育むとともに、国際化・情報化に対応し、これからの那珂川市の発展に向けて活躍できる人材の育成を目指します。

(1) 確かな学力の育成

ア 「なかがわスタンダード」の推進

小・中学校を通して、「深い学びに向かう振り返り」を重視し、児童生徒が「分かる・できる喜び」「考える楽しさ」を実感できる授業である「なかがわスタンダード【教科編】」と学習基盤の確立を目指す「なかがわスタンダード【基盤編・追補版】」を基本に、計画的・継続的に「確かな学力」を身に付けさせる授業改善を推進します。

イ ICT教育の推進

1人1台のタブレット端末や、各学級に整備したプロジェクター、スクリーン等のICT機器を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。さらに「那珂川市ICT教育推進計画」に基づき「なかがわスタンダード」と生成AIの利活用をはじめとするICTの効果的な活用のベストミックスにより主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ります。このことにより豊かな未来を創り出す子どもを育成します。

ウ 外国語教育の推進

「那珂川市外国語教育推進計画」に基づき、小・中学校9年間を通して、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする子どもの育成に努めます。そのため、ネイティブスピーカーを相手に積極的にお互いの考えや気持ちなどを伝え合う対話的な言語活動を取り入れるとともに、中学校においてAIアプリを活用した音読練習や会話練習を取り入れるなどの学習活動の充実を図ります。さらに体験型英語学習イングリッシュデイや、英語スピーチコンテスト「かわせみ杯」、オーストラリアの学校とのオンライン交流の実施など、学習した外国語を活用する体験活動の充実に努めます。

(2) 豊かな心の育成

ア 道徳教育の充実

一人ひとりを大切にし、よさや可能性を発揮できるといった人権・同和教育の視点に沿った教育活動を推進するとともに、子どもの自発的・主体的な成長や発達を支える道徳教育の充実を図ります。

イ いじめや不登校への対応

「那珂川市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処など、いじめ防止対策を推進します。また、関係機関・団体との緊密な連携を図るため、「那珂川市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめ防止等対策を実効的に行うとともに、重大事態発生時には調査組織として、

「那珂川市いじめ防止等対策委員会」を開催して調査及び対応に取り組みます。
不登校への対応については、「那珂川市教育サポートセンター」を核として学校・関係者・関係機関と連携した児童生徒及び保護者の支援を行います。

ウ いじめや不登校に係る指導体制の充実

一人ひとりに応じたきめ細かな指導や相談などができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフの配置や関係機関・地域との連携により、学校が組織的に対応できる体制を整えます。

また、いじめや不登校に係る生徒指導上の諸問題の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、児童生徒指導支援員を配置します。

エ 学校図書館の活用推進

学校司書を配置し、児童生徒の読書活動を推進するとともに、学習・情報センター機能を活用し、児童生徒の主体的な学習活動の支援を行います。

オ キャリア教育の推進

将来の夢や希望をもち、豊かな職業観と進路選択能力を育成するため、小・中学校9年間を通したキャリアパスポートを効果的に活用しながら、社会で自立していく力を身に付けるためのキャリア教育を充実させます。

(3) 健やかな体の育成

ア 体力向上の推進

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」及び「福岡県児童生徒体力・運動能力調査」等の結果を踏まえて、各学校の体力向上に係る「1校1取組運動」の充実を図り、体力の向上に努めます。

イ 学校給食の充実

(ア) 「第2次那珂川市学校食育推進計画」に基づき、児童生徒の発達段階を踏まえて、教育活動全体を通じた食育の推進に取り組みます。

(イ) 「学校給食衛生管理基準」を基に作成した「学校給食衛生管理マニュアル（令和3年度改訂）」に基づき、安全で美味しい学校給食を目指して、衛生管理の徹底を図るとともに、給食内容の充実、学校給食関係者の知識や技術の向上に取り組みます。

(ウ) 食物アレルギーを有する児童生徒については、「学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づき、より安全な学校給食の提供に取り組みます。

(エ) 県費栄養教諭・学校栄養職員が配置されていない小・中学校に、市費学校栄養職員を配置することにより、食育の推進及び安全安心な学校給食の提供に努めます。

ウ 安全教育の推進

児童生徒の発達段階に応じた安全指導を徹底することにより、自分の身を守る力の育成に取り組みます。また、通学路での安全を守るため、教育委員会が作成した「通学路交通安全プログラム」に基づき、学校、家庭、地域、関係機関と連携・協力した合同点検を行い、安全対策の推進や安全教育のさらなる充実を図ります。

(4) 特別支援教育の充実

ア 特別支援教育の推進

多様化している就学相談や教育相談に対応するため、特別支援教育センターを核として、学校及び保護者への適切な支援を行います。また、小・中学校の教職員に対して特別支援教育に関する指導及び助言を行い、学校における専門性の向上を図ります。

イ 特別支援教育の指導体制の充実

特別支援教育センターに特別支援教育担当指導主事及び臨床心理士など専門的な職員を配置し、関係部署との連携を図りながら、幼児期から小・中学校まで一貫した取組を行います。また、特別な支援を要する児童生徒に対して、学校における日常生活上の介助や学習支援等を行う特別支援教育支援員を配置します。

ウ 通級による指導の充実

小学校における通級による指導について、担当教員が巡回するなど通級指導の充実を図ります。

(5) 幼児教育

ア 幼稚園教育の推進

幼稚園教育要領に基づき、幼児の発達の特性に応じた教育内容の工夫及び改善を図るとともに、開かれた幼稚園づくりの推進と子育ての支援活動に取り組めます。

3 地域とともにある学校づくりの推進

学校、家庭、地域や関係機関などと連携や交流を図りながら、地域に開かれた学校運営を推進します。

(1) 学校、家庭、地域等との連携・協働

ア コミュニティ・スクールの充実

すべての小・中学校に設置している「学校運営協議会」の活性化を図り、コミュニティ・スクールの推進に努め、地域による学校運営を促進し、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進します。

イ 小・中学校連携の強化

中学校ブロックを単位とした拡大コミュニティ・スクールの実践を進め、ブロック内の小学校と中学校及び地域と小・中学校の連携を強化します。

ウ 学校部活動の地域展開

国が令和7年12月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」及び福岡県教育委員会が令和5年3月に策定した「福岡県学校部活動の在り方に関する指針（改訂第2版）」などを参考に、休日の学校部活動の地域展開については、一部のスポーツ系の部活動を引き続き試行し、文化系の部活動は地域展開実施に向けた検討に取り組み、課題を検証しつつ導入を進めます。

4 教育環境の充実

学習環境の向上や老朽化した施設の安全性の確保など、子どもが安全で安心して学習できる教育環境づくりに努めます。またキャリアステージに応じた教員の指導力を向上させるための研修や今日的課題に応じた研修を実施するなど、教員の授業力向上や学校経営の活性化を目指します。

あわせて、教職員の業務改善を図り、働き方改革を推進します。

(1) 学校施設の整備・充実

ア ICT教育に係る環境整備

児童生徒1人1台のタブレットなど、学校におけるICT環境を整備しプログラミング教育や情報活用能力育成に向けた教育の充実に努めます。また、ICT機器を有効活用するために、教材の作成補助、授業支援などに対応できるICT支援員を配置します。

イ 学校施設の整備・充実

快適で豊かな学習環境を確保するため、適正な施設の維持管理に努めます。

(2) 専門性の高い教職員の育成

ア キャリアステージに応じた教員の指導力の向上

教員の専門的力量的向上を図るため、教頭研修会や教務担当主幹教諭・教務主任研修会、若年教員授業改善研修など、教員のキャリアステージに応じた研修会を実施します。

イ 課題に応じた研修会の実施

教職員の指導力向上を目的として、学力向上、ICT教育の推進、いじめ・不登校対策など、本市が直面する今日的課題に即した、より実践的で体験的な研修会を実施します。

ウ 働き方改革の推進

「那珂川市立小中学校教職員の働き方改革に関する方針」に基づく働き方改革を推進し、統合型校務支援システムの活用により、教職員の心身の健康保持、向上を図りつつ、児童生徒と向き合うための時間、及び教員の専門性を高めるため、研究と修養の時間の確保に取り組みます。

(3) 就学の支援

ア 就学援助による支援

経済的な理由により、厳しい就学環境の中で学習する子どもがいる家庭に対し、就学援助による支援を推進します。

5 社会教育の推進

市民の学習に対するニーズに対応し、社会教育のさらなる充実を図るため、誰もがいつでもどこでも自由に学び、活動できる場の充実に努めます。

(1) 学校を核とした地域づくりの推進

ア 地域学校協働活動の推進

学校を核とした地域づくりを推進するため、地域学校協働活動推進員が中心となり、地域の協力のもとコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図ります。

(2) 子どもの居場所の確保

ア 子どもの居場所の確保

子ども同士、大人や高齢者とのコミュニケーションの場となる「地域学校協働活動事業放課後子供教室」を実施し、子どもたちの安全で安心できる居場所づくりを推進します。

(3) 家庭の教育力の向上

ア 家庭の教育力の向上

(ア) 子育てにおける悩みや不安などを解消し、家庭の教育力向上を目指す「家庭教育学級」の充実を図ります。

(イ) 地域学校協働活動推進員と連携し、家庭の教育力向上に資する活動を推進します。

(4) 青少年の健全育成

ア 青少年の健全育成

青少年の非行防止、保護及び健全育成を図るため、青少年指導員会などの関係機関や社会教育関係団体との連携を図ります。

(5) 社会教育関係団体の連携強化

ア 社会教育関係団体の連携強化

社会教育の推進のため、社会教育関係団体の連携強化を図ります。

(6) 国際交流の推進

ア 国際交流活動の推進

様々な国の生活や文化の違いを学び、互いに関心を深められるよう、市民の国際交流活動を支援します。

6 生涯学習の推進

生涯学習のさらなる充実を図るため、多様な学習機会の提供や施設の整備等、誰もがいつでもどこでも自由に学び、活動できる場の充実に努めます。

(1) 多様な学習機会の提供

ア 生涯学習のあり方の調査・研究

生涯学習のさらなる充実を図るため、生涯学習のあり方について調査・研究を行います。

イ 生涯学習の充実

(ア) 高齢者の生涯学習活動を支援するため、高砂大学（高齢者大学）の充実を図ります。

(イ) 出前講座を行い、地域における生涯学習の場の提供を行います。

ウ 「はたちのつどい」の実施

次世代を担う若者が社会的な自立や社会人としての自覚を持ち、郷土を愛する心を育むきっかけとなるよう成人記念事業「はたちのつどい」を実施します。

(2) ミリカローデン那珂川、市立公民館などの施設の整備・充実

ア ミリカローデン那珂川の充実

指定管理者制度を活用し、市の文化芸術振興の拠点となるミリカローデン那珂川の魅力的な運営や利用促進に努めます。

イ 市立公民館の充実

(ア) 市立公民館の積極的な活用を図ります。

(イ) 市民の学習環境を整え、安全で快適な生涯学習の場を提供するため、市立公民館の適正な維持管理に努めます。

(3) 読書活動の推進

ア 読書活動の普及・啓発

(ア) 「第三次那珂川市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進するため、家庭、地域、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校、図書館などにおける読書活動を支援するとともに、関係機関などとの連携・協力を図ります。

(イ) 「那珂川市図書館運営方針」に基づき、誰でも気軽に利用でき、市民に親しまれ、愛される地域の図書館づくりに努めます。

(ウ) 移動図書館車「ミリカー」を継続して運行することで、那珂川市図書館から離れた地域に住んでいる市民や障がいがある市民、高齢の市民などがより身近に本に触れられる環境を整え、更なる読書推進に繋がります。

7 スポーツの推進

生涯スポーツを推進するため、個人や団体によるスポーツ活動の支援やスポーツ施設の充実を図ります。

(1) 総合運動公園の整備

ア 市民が身近にスポーツを楽しむ総合運動公園づくり

「那珂川市総合運動公園整備計画」に基づき、既存社会体育施設と連携し、年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、すべての人が安全で快適にスポーツを楽しみ、健康増進や交流、憩いの場となる総合運動公園の整備を推進します。

(2) スポーツ施設の整備

ア スポーツ施設の維持・改修

福岡県が令和6年3月に策定した「福岡県スポーツ推進計画 スポーツ立県福岡」を参考に、健康増進や競技スポーツのレベル向上など、スポーツの推進を図るため、既存の社会体育施設などの計画的な改修によりスポーツ活動の環境整備を推進します。

(3) 市民のスポーツ活動を支える団体の育成

ア スポーツ活動の支援

スポーツの普及、発展及び推進のため、スポーツ協会・スポーツ少年団と協働して、スポーツ団体を育成し、その活動を支援します。

イ スポーツ大会の支援

市民の体力を向上させるとともに、市民のスポーツや健康に対する意識の高揚を図るため、各種スポーツ大会の開催や出場を支援します。

ウ スポーツ活動の場の提供

社会体育施設、学校体育施設及び複合文化施設（ミリカローデン那珂川屋内プール）の開放などによるスポーツ活動の場の提供を行います。

8 文化・芸術活動の充実

「那珂川市文化芸術推進計画」に基づき、豊かな心を育み、活気あるまちづくりにつながる文化・芸術団体の活動を支援するとともに、多くの人々が文化・芸術に触れる機会の充実を図ります。

(1) 文化・芸術団体の育成・支援・連携

ア 文化・芸術団体の育成・支援

市内の文化団体によって構成される文化協会の活動を支援し、市民の文化意識の向上を図ります。

イ 文化・芸術団体との連携

文化・芸術団体と連携し、多くの人々が文化・芸術を通じて交流できる機会の充実を図ります。

9 歴史遺産の保存とまちづくりへの活用

歴史遺産を保存・活用して、歴史や文化などにふれる楽しみ、学習する喜びを市民や来訪者に提供するとともに、歴史遺産を活かしたまちづくりに取り組みます。

(1) 歴史・文化の保護と継承

ア 「安徳台遺跡」の保存・活用

「国史跡安徳台遺跡保存活用計画」に基づき、適切に保存・管理・活用するため、関係団体等との連携強化や情報発信などに取り組みます。

イ 「安徳大塚古墳」の保存・活用

「国史跡安徳大塚古墳保存活用計画」に基づき、適切に保存・管理・活用するため、環境整備を行っていくとともに、遺跡の性格を明らかにするための調査研究や情報発信などに取り組みます。

(2) 文化財を活用したまちづくりの推進

ア 啓発事業の充実

(ア) 市の歴史や文化を発信する歴史講座や展示会、体験学習などを実施し、歴史や文化にふれる機会の充実に努めます。

(イ) 市の歴史や文化を市民と協働で広めるため、歴史関係団体との連携の強化に努めます。

(ウ) 市内に伝承されてきた伝統芸能を後世に保存・継承するため、保存団体等を支援します。

令和8年度

市町村社会教育委員

新任者研修会



地域をつなぎ、
元気にするために
今できることを

場所

令和8年7月3日（金）

10:20～16:00
（受付10:00～）

会場

福岡県立社会教育総合センター 講堂
（〒811-2402 糟屋郡篠栗町大字金出3350-2）

対象

社会教育委員新任者
社会教育・生涯学習
行政関係者
社会教育に関心の
ある方

研修内容

参加費

無料

1 講話（10:40～12:10）

「これから求められる社会教育委員の役割」

広島大学大学院人間社会科学研究科准教授 松田 弥花 氏

「社会教育」って何だろう？「社会教育委員の役割」って何だろう？
そんな疑問を分かりやすくお話していただきます。



2 実践発表（13:10～13:50）



「みやま市社会教育委員の取組
～基本的生活習慣の定着に向けた社会教育委員の活動～」

みやま市社会教育委員 宮本 幹也 氏 興津 浩美 氏

みやま市で社会教育委員として活躍されている宮本氏と興津氏に
地域で行っている具体的な活動について発表していただきます。

3 演習（14:00～15:55）

「思いを話して！つながって！どんなことができる？」

※参加者同士で交流をします。日頃の悩みを解決するヒントをつかむチャンスです！

【申込先】 福岡県立社会教育総合センター（担当：上野 大輔）

TEL：092-947-3512 E-mail：chosa-kenshu@pref.fukuoka.lg.jp

※当センターホームページ(<https://www.fsg.pref.fukuoka.jp/center/>)の
本研修会の「申込フォーム」からお申し込みください。右の二次元コードからアクセス
できます。



【主催】 福岡県社会教育委員連絡協議会、福岡県教育委員会

【主管】 福岡県立社会教育総合センター